

男女共同参画の視点

ワーク・ライフ・バランスを考えよう

皆さんはワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。ワーク・ライフ・バランスとは、労働時間や労働形態を見直して仕事と生活のバランスを取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。仕事は生活を支えるために必要なものであり、やりがいを感じさせてくれるものでもあります。しかし、家族と過ごしたり趣味を楽しんだりするプライベートな時間も、充実した人生を送る上で欠かすことができないものです。

ワーク・ライフ・バランスというと「仕事を控えて生活を充実させる」という意味に捉えられがちですが、本来この言葉は、仕事と生活の一方を優先するために一方を犠牲にするというような意味ではありません。働き方・生き方や、子育て期・中高年期といったライフステージなどによって、何を重視するかは人それぞれです。自分にとっての仕事と生活のバランスを考え、充実した暮らしができるよう取り組んでみませんか。

市では、令和3年度に策定する予定の第4次成田市男女共同

WORK

LIFE



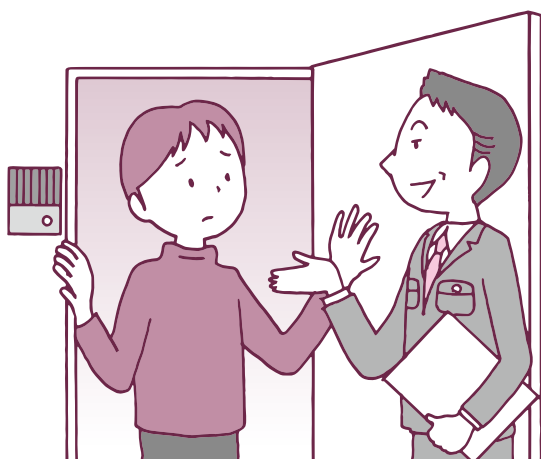
参画計画の中で「あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり」を基本目標の一つとしています。今後も性別や年齢にとらわれず、自分の意欲や能力でさまざまな働き方・生き方を選べる社会を目指していきます。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

消費生活相談Q&A

新社会人を狙った訪問販売に注意

Q 会社の寮に住み始めたのですが、先日インターネットの回線事業者を名乗る人が訪ねてきて「インターネットを使うためには契約が必要」という説明を受けました。会社で決



められていることかと思い契約しましたが、後日、そのような取り決めはないことが分かりました。解約するために事業者に電話を掛けましたがつながりません。どうしたらよいでしょうか。

A 学校や会社が借り上げているマンションが寮として使われている場合、電話やインターネット回線などの設備は一括契約されているケースがあり、事前に確認する必要があります。今回は電気通信契約の初期契約解除の対象になると思われるため、契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば、はがきなどの書面を記載の住所に送付することで解約できます。

このほかにも、社会経験が少ない若者に対して、契約が義務であるかのように錯覚させたり、得であると思わせたりするセールストークで、電気・ガスなどの生活に必要な契約を迫る事例があります。訪問販売や電話勧誘販売は特定商取引法で再勧誘の禁止が定められていますので「必要ありません」ときっぱり断ることが大切です。契約してしまった場合でも、相手に連絡できないからと諦めず、すぐに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

📄 出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

出産育児一時金には直接支払制度があります。被保険者が医療機関で手続きをすることにより、一時金の額を上限として、国民健康保険から医療機関に直接支払われるという制度です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいので、事前にまとまった費用を用意する必要がありません。

制度を利用しない場合は出産後に市へ申請することになります。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、以前加入していた保険から支給される場合があります。制度を利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

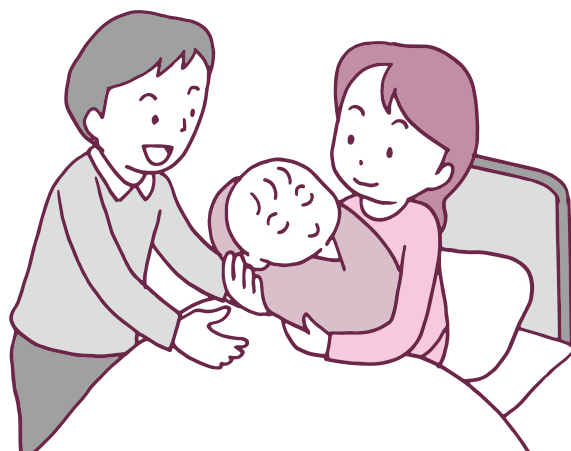
医療機関で保険証を提示して、直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で保険証を提示して、制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、その後保険年金課または下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号が分かる物、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバーが分かる物

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



💰 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10

年以内であれば免除を受けた期間の保険料を後から納めることができます(追納)。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、保険年金課または佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

令和3年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成22年度	15,550円 (450円)	11,660円 (340円)	7,780円 (230円)	3,880円 (110円)
平成23年度	15,340円 (320円)	11,500円 (240円)	7,670円 (160円)	3,830円 (80円)
平成24年度	15,190円 (210円)	11,390円 (160円)	7,590円 (100円)	3,790円 (50円)
平成25年度	15,160円 (120円)	11,370円 (90円)	7,580円 (60円)	3,790円 (30円)
平成26年度	15,310円 (60円)	11,490円 (50円)	7,650円 (30円)	3,830円 (20円)

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成27年度	15,640円 (50円)	11,730円 (40円)	7,810円 (20円)	3,910円 (10円)
平成28年度	16,290円 (30円)	12,210円 (20円)	8,150円 (20円)	4,070円 (10円)
平成29年度	16,510円 (20円)	12,380円 (10円)	8,250円 (10円)	4,120円 (0円)
平成30年度	16,340円 (0円)	12,250円 (0円)	8,170円 (0円)	4,080円 (0円)
令和元年度	16,410円 (0円)	12,310円 (0円)	8,200円 (0円)	4,100円 (0円)

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。